

審議結果速報

(令和4年10月14日)

陳情4年福祉保健第21号

鳥取県議会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-21 (R4.9.15)	福 祉 保 健	障がい者手帳のカード化について	趣旨採択 (R4.10.14)

▶陳情事項

鳥取県内のすべての市町村において、カード型の障がい者手帳を選択できるようにすること。

▶陳情理由

「身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成31年3月29日厚生労働省令第48号)により、平成31年4月から、利用者がカード型の障がい者手帳を希望する場合、自治体の判断で交付することができるようになった。

しかしながら、鳥取県内では現在カード型の障がい者手帳は導入されておらず、選択できない。

カード型の障がい者手帳には次のような利点がある。

- 1 カード型にすることで、写真や文字が擦り切れることがなくなる。
- 2 保険証と同じサイズとなり、財布等に入れることができ、紛失しにくくなる。
- 3 身体及び精神障がいにより、四つ折りでケースを開くことに比べ、扱いが容易となる。
- 4 障がい名は裏面に表記されることにより、身分証明や各種割引のために提示する際に相手に障がい名が分かりにくくなるので、心理的負担が軽減される。
- 5 カードの場合、貼り付け写真でなく写真一体型となるので偽装しづらい。
- 6 切り欠きや点字シールなどにより視覚障がい者が認識しやすくできる。

中核市であり、岩美町・智頭町・八頭町・若桜町の障がい者手帳の発行主体となる鳥取市においては、令和3年6月にカード化についての陳情が採択されたところであるが、鳥取県とシステム整備等について協議を行っているところで未だ実現されていない。利用者の利便性向上のため、早急に実現いただきたく、障がい者手帳のカード化の採用を陳情するものである。

▶提 出 者

鳥取市 個人

▶所管委員長報告（R4.10.14 本会議）会議録暫定版

令和4年6月7日閣議決定の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、市町村における障害者福祉システム等の全国標準化が令和7年度までに実施されることとなっています。

県内の障害者手帳の交付は、県と鳥取市がそれぞれ行っており、カード化に当たっては足並みを揃える必要があります。陳情者の願意は理解できますが、今後、全国標準化に伴う大規模改修や既存のシステム更新との兼ね合いで、短期間に二重の投資が必要となる可能性もあることから、鳥取市と協議しながら、カード化のメリットや必要となる経費等を踏まえて検討を行っているところであり、「趣旨採択」と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

福祉保健部（ささえあい福祉局障がい福祉課）

【現 状】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳について、平成31年4月の省令改正によりカード型手帳が自治体の判断で可能とされた（療育手帳は従来より可能）。その後、令和元年度に鳥取県手をつなぐ育成会から、令和3年度には鳥取県視覚障害者福祉協会から、カード化を求める要望書が県に出され、同年6月に鳥取市議会においてカード化の陳情が採択された。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、市町村における障害者福祉システムの全国標準化が令和7年度までに実施されることとなっている。

※全国のカード化の状況：現時点で把握している導入済都道府県（市を含む。）

山口県（療育手帳のみ、2015年）、大分県（2020年9月）、東京都、大阪府箕面市（2020年10月）

佐賀県（2021年1月）、神奈川県横浜市（2021年6月）、神奈川県、神奈川県川崎市、相模原市（2021年10月）

長崎県佐世保市（2021年10月）、宮城県仙台市（2022年2月）

※「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

【県の取組状況】

1 令和4年5月12日に鳥取県手をつなぐ育成会と意見交換会を実施

従来の紙の手帳に比べて携帯性や耐久性が高いカード化を進めてほしい、3障がい並びで対応すべき等のご意見をいただいた。

2 令和4年8月21日に鳥取市障がい福祉課と協議

県内の障害者手帳の交付は、県と市がそれぞれ行っており、カード化に当たっては足並みを揃える必要がある。カード化には現行の手帳システムの改修が必要となるが、上記の標準準拠システム移行に伴う市町村システムの大規模改修が見込まれることや既存のシステム更新との兼ね合いで、短期間に二重の投資が必要となる可能性もあるため、鳥取市と協議しながら、カード化のメリットや必要となる経費等を踏まえて検討を行っているところである。

※参考法令

- ・「身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成31年3月29日付厚生労働省令第48号）」や「カード型療育手帳の仕様について（平成27年11月11日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）」等において、カードの記載内容や様式等が示されている。

※県内手帳所持者数（令和3年度末時点）

総数 38,534人（・身体障害者手帳 25,764人 ・療育手帳 5,819人 ・精神障害者保健福祉手帳 6,951人）

※県内の年間新規・更新手帳数（令和3年度）

総数 4,457件（・身体障害者手帳 2,807件 ・療育手帳 379件 ・精神障害者保健福祉手帳 1,271件）

